

m 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

国立公文書館	
分類	
	返 赤
配架番号	3 A
	14
	27-15-2

工場緊急疎開要領

昭二〇、二、二三  
總 務 局

第一方針

昭和二十年二月二十三日閣議決定「工場緊急疎開要領」ニ基キ工場ノ緊急疎開ヲ實施スル爲  
第二要領ノ如ク之ガ具體的措置ヲ斷ズルモノトス

第二要領

- 一 工場疎開ハ之ヲ數次ニ分チテ實施スルモノトシ第一次所開ニ於テハ航空機工場及兵器工場中  
特に緊急疎開スベキモノヲ嚴選シ此等ノ部品工場、關係ノ重要機械工場及重要原材料工場等  
ヲ其ノ系列ニ從ヒテ實施スルコト
- 二 尙右ノ外其ノ生産ガ國內軍需生産上高度ノ重要性ヲ有スル工場ニ付テハ之ヲ第一次疎開ノ對  
象トスルコト
- 三 前號ノ外堅牢建築物ヲ求メテ行フ近距離疎開ハ可及的廣汎且迅速ニ之ヲ行フモノトシ之ガ爲  
堅牢建築物所在ノ金融會社、商會會社、百貨店、學校等ニ付テハ所管各廠ニ於テ直チニ他所  
移轉ヲ強力實施セシムベキコト
- 四 前二號以外ノ工場竝ニ會社、學校等ニ付テハ第一次疎開完結ニ至ル迄其ノ疎開ハ之ヲ御留ス  
ルモノトシ所管各廠ハ之ガ爲強力ナル措置ヲ講ズルコト
- 五 前二號ノ疎開ニ付テモ右ニ準ズ

国立公文書館

分類	
配架番号	27-15-2

めくれず

四 第一次工場疎開ハ軍需省産業設備管理ヲ使用シ之ヲ管轄ス

五 軍需省ハ疎開セシムベキ工場（以下疎開工場ト稱ス）ニ付其ノ工場名、疎開ノ範圍（又ハ裝

置）、地下建設ノ要否、疎開先及疎開順位等ヲ左ニ依リ決定スルコト

（一）昭和十九年九月五日附防空法施行令第十六條ノ四第一項ノ規定ニ依ル軍需大臣指定工場

（二）右以外ノ關係軍需工場ニシテ軍需大臣ノ指定シタルモノ（以下第二次指定工場ト稱ス）

六 工場疎開ハ防空法第五條ノ七ノ規定ニ依リ第一次指定工場ニ付テハ軍需大臣之ヲ命ジ第二次

指定工場ニ付テハ軍需管理部長之ヲ依命選任スルコト

七 疎開工場ノ疎開セシムベキ設備ノ開引取毀、移轉及操付（再建設ヲ含ム）竝ニ原材料及半途

品ノ移轉ハ産業設備管理其ノ負擔ニ於テ之ヲ管轄スルコト

八 疎開工場ニ必要ナル土地及工作物ノ取得ニ付テハ當該工場ノ自己資金ニ依ル場合ニ限り之ガ

買収及賃借ヲ認ムルモ之ガ資金増加 未拂込税金ノ徵收 借入金等ヲ行フヲ許サズ

尙土地及工作物ニ付テハ疎開工場ノ爲ニ國家ニ於テ其ノ使用收用權ヲ設定スルノ制度ヲ設ク

ルノ外産業設備管理ニ於テモ工作物又ハ工作物ニ關スル所有權以外ノ權利ノ使用收用ヲ爲シ

得ルガ如ク措置ス

九 疎開工場ニシテ工作物ノ新築ヲ必要トスルトハ産業設備管理ニ於テ建設ノ上之ヲ管付クル

モノトス

十 疎開工場ニシテ地下産業設備管理ニ於テ建設ノ上之ヲ管付クルモノト

スルコト

十一 疎開工場ニ於ケル疎開設備ノ爲ニ取得、保管シタル原材料又ハ生産、加工、修理中ノ半途品ア

ルトキハ生産低下ヲ極力阻止スル爲疎開セザル工場（以下疎開工場ト稱ス）ニ可及的之ヲ移ス

ルモノトスルコト

右ノ場合當該物資ノ配給統制機關ヲ利用スルノ外要スレバ交易管理ヲモ角スルモノトシ原材料

ニ付テハ其ノ販賣價格ヲ以テ、半途品ニ付テハ當該工場ノ其ノ生産價格 以テ同管理ニ於テ之ヲ

買取ルモノトス

十二 工場疎開ニ必要ナル鐵道輸送力ノ確保ニ付テハ要スレバ期間地域ヲ限リ一般旅客輸送ノ禁止ヲ

モ斷行スルコト

十三 勤勞者ノ離散ヲ防止スル爲疎開工場ニシテ未ダ勞務調整令第二條ノ規定ナキモノニ付テハ同條

ノ指定ヲ爲スト共ニ警察當局ニ於テ逃走防止ノ措置ヲ講スルコト

十四 疎開工場ノ勤勞者ニシテ當該工場ニ隨伴移轉セザル者ハ能力之ヲ殘存工場ニ配置轉換スルノ外

本件實施ノ爲ノ勞務給源トシテモ其ノ活用ヲ圖ルコト

十五 疎開工場ノ勤勞者ノ居住ニ付テハ必要ニ依リ當分ノ内周邊一般民家ニ對スル分散宿泊ヲ實施ス

ルモノトシ之ガ爲其ノ行政指導ヲ強化スルコト

十六 疎開工場ノ職員及勤勞者ニ對スル給與ニ關シテハ左ノ各號ニ掲グルモノニ付國家補償ヲ行フコト

(一) 疎開設備ノ操業ニ從ヒシ居リタル職員及勤勞者ニシテ當該設備ニ隨伴移シタル者ニ對シテハ移  
賃料(本人及家族ノ旅費ヲ含ム)及疎開開始ノ日ヨリ操業開始ニ至ル迄ノ支給

(二) 職員及勤勞者方輸送其ノ他已ムヲ得サル事由ニ依リ一時家族ト別居スル場合ニ於ケル別居手當

(三) 疎開工場ノ職員及勤勞者ニシテ殘存工場等ニ配置轉換セラレタル者ニ關シテハ受入工場ニ於ケ  
ル給與ト從前ノ收入トノ差額(但シ一定期間ヲ限ル)

前各號ニ要スル經營ハ産業設備營團ニ於テ疎開工場又ハ受入工場ニ對シテ之ヲ支出セシムルコト

十七 疎開工場ノ疎開ノ爲遊休トナリタル土地及工作物ハ産業設備營團ニ於テ適正價格ニ依リ之ヲ買  
取ルモノトスルコト

十八 疎開ニ依ル生産低下ニ基ク損失及疎開實施ニ因ル生産原價ノ値上ニ付テハ之ヲ經營者負擔トス  
ルコト

十九 本件實施ニ關シ産業設備營團及交易營團ノ蒙リタル損失ハ政府之ヲ補償スルコト

二十 毛臨時軍費支辨ニ依ル工場疎開ニ關シテモ前各號ニ準ジ之ヲ行フコト

